平成２７年（フ）第１９８２号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1129　パナハイツ小川Ｃ101
破産者　山本賢太朗
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５７号
東京都江東区亀戸１―40―８　協和第３ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市金井町2308番地24
破産者　株式会社日本ペットショップ協会
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５９号
東京都町田市玉川学園５丁目12―20―102
破産者　作左部晃子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３３４号
岐阜県各務原市各務船山町３丁目165番地
破産者　株式会社パソナレッジ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６４０号
東京都台東区根岸３丁目10番５号
破産者　株式会社ビジョンクリエイト
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６４１号
東京都台東区入谷２丁目35―５―303
破産者　平國　勝子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６４２号
埼玉県川口市南町１丁目10―23、開始決定時の住所東京都台東区根岸３丁目10―５―903
破産者　平国　修治
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６７７号
青森県青森市大字古館字大柳80番地31
破産者　株式会社カネセイ稲船商店
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６７８号
青森県青森市青柳２―９―７―303、住民票上の住所青森県青森市大字古館字大柳80―31
破産者　稲船　拓世
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６７９号
青森県青森市茶屋町20―９―202
破産者　稲船　修世
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８５号
東京都大田区大森西１丁目15番13号
破産者　有限会社キッチン・オオモリ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８６号
東京都大田区大森東１丁目31―２―1107
破産者　赤石美穂子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７８３号
東京都文京区根津２丁目20―３―402
破産者　辻田健太郎
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８１９号
東京都港区麻布台１丁目９番地14号
破産者　株式会社ポリゴン・ジャパン
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８２０号
東京都中野区弥生町５丁目23―７―214
破産者　藤井　　聡
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４４号
東京都小平市花小金井南町２―１―18　第３金子マンション406号室、商業登記簿上の本店所在地東京都西東京市田無町２丁目４番５号　ラ・パン602号室
破産者　ティームトイズ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４５号
東京都小平市花小金井５丁目29―11―502、開始決定時の住所東京都小平市花小金井南町２丁目１―18―406
破産者　菅谷　一樹
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４７号
東京都中央区銀座１丁目20番11号　伊藤ビル５階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座１丁目21番１号　新銀座ビル４階
破産者　株式会社マツプレ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４８号
東京都墨田区菊川３丁目12―６―305
破産者　松島　一幸
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４９号
東京都八王子市犬目町1248番地３
破産者　株式会社ｍｒｍ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部